

令和8年五戸町農業委員会臨時総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月21日（火）午後3時21分から3時56分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 （15人）

会 長	岩 井 壽美雄 君	会長職務代理者	大沢 トモ子 君
3 番	山 部 憲 秀 君	4 番	川 崎 良 巳 君
5 番	中川原 扶貴子 君	6 番	沼 沢 こえ子 君
7 番	竹 原 正 悦 君	8 番	高 村 國 昭 君
9 番	石 田 弘 文 君	10番	古 川 武 雄 君
11番	類 家 利 光 君	12番	佐々木 喜 克 君
13番	佐々木 一 榮 君	14番	高 橋 克 君
15番	中 里 登 君		

4. 欠席委員 （0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 案件第1号 会長の互選について

案件第2号 会長職務代理者の互選について

案件第3号 総会議席の決定について

議案第28号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	小 村 隆 幸 君
事務局次長	向 山 佳 子 君
総 務 班 長	小 泉 安 子 君
総 括 主 査	川 内 剛 士 君

7. 会議の概要

事務局（小村）

ただ今から、五戸町農業委員会臨時総会を開会いたします。
本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。

農業委員任期満了による任命後、最初に行われる総会は、「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定により、町長が招集することとされております。

臨時総会にあたり、本日の招集者であります若宮町長が御挨拶申し上げます。

若宮町長

本日ここに、五戸町農業委員会総会を招集いたしましたところ、委員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

皆様は、五戸町議会第19回定例会において同意を得て、本日、農業委員会委員に任命されました。

心から御祝い申し上げます。

さて、農業は、食料を安定的に供給する役割を果たしているだけではなく、地域社会の維持発展、自然環境の保全、伝統文化の育成、余暇空間の提供といった役割を果たしてきており、貴重な国民的財産であると思っております。

このようなかけがえのない財産を、良好な状態で次の世代へ引き継いでいくことが、私たちに課せられた義務であると考えます。

しかしながら、農業後継者の減少、農業者の高齢化が進む中で、地域農業の担い手の育成・確保が喫緊の課題であり、認定農業者や集落営農等の掘り起こし、新規就農の促進や経営合理化の支援等、農業委員会の果たす役割は多岐にわたり、非常に重要であると認識しております。

委員各位におかれましては、多方面にわたり御苦勞をおかけすることと存じますが、健康には十分留意され、五戸町の農業施策の円滑な推進のため、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

今後ともよろしく願いいたします。

事務局（小村）

ありがとうございました。

若宮町長は、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

（若宮町長退室）

事務局（小村）	次に、農業委員会事務局職員を御紹介いたします。 向山次長です。小泉班長です。川内総括主査です。会計年度任用職員新井山です。私は、事務局長の小村です。よろしくお願いいたします。 続いて、農業委員の皆様を御紹介いたします。年齢順に御着席いただいておりますので、向山次長より、順次御紹介いたします。
事務局（向山）	（順次 15 名紹介）
事務局（小村）	本日は全員出席しておりますので総会は成立しております。 次に、臨時総会の進行にあたり、議長においては、「五戸町農業委員会選挙規則」第 2 条の規定により、「委員改選後行う会長の選挙については、年長の委員が臨時に会長の職務を行う。」と規定されておりますので、佐々木一榮委員に臨時議長をお願いいたします。 （臨時議長席に着席）
事務局（小村）	それでは、進行をお願いいたします。
臨時議長 （佐々木一榮）	ただ今、臨時議長に指名されました佐々木一榮です。最年長ということで指名されました。新しい会長が選任されるまで、暫時、会長の職務を務めさせていただきますので、御協力賜りますようお願いいたします。 それでは、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席はただ今、御着席いただいている御席を議席と指定いたします。
臨時議長 （佐々木一榮）	これより議事に入ります。議事録署名委員についてお諮りいたします。 会議規則第 17 条第 1 項の規定する議事録署名委員ですが、臨時議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり）
臨時議長 （佐々木一榮）	異議なしと認めます。 それでは 2 番高村國昭委員と 9 番川崎良巳委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局の向山次長を指名します。
臨時議長 （佐々木一榮）	それでは、案件第 1 号「会長の互選について」を議題とします。会長の互選については、「農業委員会に関する法律」第 5 条第 2 項で「会長は、委員の互選した者をもって充てる。」とさ

事務局（小村）	れております。 「会長の互選について」事務局より説明をお願いします。 案件第1号「会長の互選について」御説明いたします。 会長の互選には、投票による方法と指名推薦による方法があります。 投票による方法の場合は、委員1名につき、1票として、自書式による投票をしていただき、有効投票の最多数を得た者が当選人となります。この場合、立候補制度がございませんので、会長に適任と思われる方を候補者名として記入していただくこととなります。 指名推薦による方法の場合は、出席委員全員が、指名推薦による方法で異議のない場合に行うことができ、指名された者を当選人とすることについて、出席委員全員の同意があった者を当選人とすることとなります。よって、指名推薦の場合は1名の候補者を選任して、出席委員全員の同意がなければ、当選人とすることができないこととなります。以上で説明を終わります。 よろしく御審議をお願いいたします。
臨時議長 （佐々木一榮）	ただ今、事務局から案件第1号について説明がありました。 どちらの方法で行うことがよろしいか、発言のある方は挙手をお願いします。
2 番（高村）	指名推薦による方法でお願いします。
臨時議長 （佐々木一榮）	ただ今、2番高村國昭委員から、「指名推薦で選出する方法」との発言がございました。 よろしいでしょうか。お諮りいたします。 「会長の互選」は指名推薦にしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「なし」の声あり）
臨時議長 （佐々木一榮）	異議なしと認めます。 よって、「会長の互選」は、指名推薦によることに決定いたしました。 それでは、推薦をお願いいたします。
2 番（高村）	引き続き、4番岩井壽美雄委員を推薦したいと思います。
臨時議長 （佐々木一榮）	ただ今、4番岩井壽美雄委員が推薦されました。

臨時議長 (佐々木一榮)	それでは、「五戸町農業委員会選挙規則」第10条第2項「委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。」と規定されておりますので、4番岩井壽美雄委員を当選人と定めることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
臨時議長 (佐々木一榮)	全員挙手しておりますので全員の同意があった者とみなし、4番岩井壽美雄委員が会長に当選いたしました。
臨時議長 (佐々木一榮)	ただ今、会長に当選されました、4番岩井壽美雄委員が議場におられますので、本席から「五戸町農業委員会選挙規則」第11条第2項の規定により告知をいたします。 4番岩井壽美雄委員、当選承諾の御挨拶をお願いいたします。
新会長(岩井)	ただ今、皆さんからご指名していただきました、4番岩井といいます。これから、農業委員会会長として職務を続けてまいりますので、よろしくお願いいたします。
臨時議長 (佐々木一榮)	以上で案件第1号「会長の互選について」を終わります。 会長、議長席にお着き願います。 ここで、暫時休憩いたします。
議 長(岩井)	休憩前に引き続き、会議を開きます。 それでは、案件第2号「会長職務代理者の互選について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局(小村)	案件第2号「会長職務代理者の互選について」御説明いたします。「農業委員会等に関する法律」第5条第5項で、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されております。 会長職務代理者の互選は、会長の互選と同様に「五戸町農業委員会選挙規則」に基づいて行います。互選の方法については、投票による方法と指名推薦による方法があります。なお、詳細な説明につきましては、先ほど「会長の互選について」にて御説明いたしましたので、割愛させていただきます。 よろしく御審議をお願いいたします。
議 長(岩井)	ただ今、事務局から案件第2号について説明がありました。どの方法で行うことがよろしいか、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番（沼沢）	指名推薦による方法でお願いします。
議 長（岩井）	ただ今、5 番沼沢こえ子委員から「指名推薦で選出する方法」 との発言がございました。 よろしいでしょうか。お諮りいたします。 会長職務代理者の互選は、指名推薦にしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「なし」の声あり）
議 長（岩井）	異議なしと認めます。 よって、「会長職務代理者の互選」は、指名推薦によることに 決定いたしました。 それでは、推薦をお願いいたします。
5 番（沼沢）	はい、8 番大沢トモ子委員を推薦いたします。
議 長（岩井）	ただ今、8 番大沢トモ子委員が推薦されました。
議 長（岩井）	それでは、「五戸町農業委員会選挙規則」第 10 条第 2 項「委 員の全員の同意があった者をもって当選人とする。」と規定され ておりますので、8 番大沢トモ子委員を当選人と定めることに賛 成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長（岩井）	全員挙手しておりますので全員の同意があった者とみなし、 8 番大沢トモ子委員が会長職務代理者に当選いたしました。 ただ今、会長職務代理者に当選されました、8 番大沢トモ子 委員が議場におられますので、本席から「五戸町農業委員会選挙規 則」第 11 条第 2 項の規定により、当選を告知いたします。 それでは、8 番大沢トモ子委員当選承諾の御挨拶をお願いいた します。
新会長職務代理 者（大沢トモ子）	ありがとうございました。私は、農業委員今回で 5 期目なん ですけれども、まだまだ農業委員は私にとっては奥が深く、まだ まだ勉強不足なんです、皆さんと一緒に支えて助けていただき たいなと思っていますので、これからもよろしくお願いいたします。
議 長（岩井）	ありがとうございました。 以上で案件第 2 号「会長職務代理者の互選について」を終わ ります。

議 長（岩井）	次に、案件第 3 号「総会議席の決定について」を議題とします。 ここで、暫時休憩いたします。
議 長（岩井）	休憩前に引き続き会議を開きます。 議席は、会議規則第 5 条第 1 項の規定により、あらかじめくじで定められた委員の氏名と議席番号について事務局より朗読をお願いします。
事務局（向山）	それでは、議席番号と氏名を読み上げます。 議席番号、1 番 岩井壽美雄委員、2 番 大沢トモ子委員、3 番 山部憲秀委員、4 番 川崎良巳委員、5 番 中川原扶貴子委員、6 番 沼沢こえ子委員、7 番 竹原正悦委員、8 番 高村國昭委員、9 番 石田弘文委員、10 番 古川武雄委員、11 番 類家利光委員、12 番 佐々木喜克委員、13 番 佐々木一榮委員、14 番 高橋克委員、15 番中里登委員。 以上となります。
議 長（岩井）	お諮りいたします。 ただ今、朗読いたしましたとおり議席を決定することに御異議ありませんか。 （「なし」の声あり）
議 長（岩井）	異議なしと認めます。 よって、ただ今、朗読いたしましたとおり議席を決定いたしました。 ここで、暫時休憩いたします。
議 長（岩井）	休憩前に引き続き、会議を開きます。 議案第 28 号「五戸町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局（向山）	議案書の 1 ページ、議案第 28 号五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について御説明いたします。 平成 28 年 4 月 1 日から施行されております農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会は農地の担い手への集積や集約、遊休農地の発生防止・解消を重点的に行うことが必須事務となっております。これに伴い、農業委員のほかに現場活動を積極的に行う農地利用最適化推進委員が設けられました。 農地利用最適化推進委員について、住民から広く候補者を募集した結果 12 名の方から応募があり、令和 8 年 6 月 11 日の農業委

	員会総会において、農地利用最適化推進委員の選考について審議したところ、満場一致で承認されております。 農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱する事となっているため、この度提案するものです。2ページが農地利用最適化推進委員の地区毎の一覧となります。任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日の3年間でございます。 以上で説明を終わります。
議 長（岩井）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 （「なし」の声あり）
議 長（岩井）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長（岩井）	全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。
議 長（岩井）	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもって、令和8年五戸町農業委員会臨時総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和8年五戸町農業委員会臨時総会催日時 令和8年7月21日

五戸町農業委員会臨時総会臨時議長

五戸町農業委員会臨時総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員
